

承認第4号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和4年6月6日提出

木津川市長 河井 規子

専決処分書

議会の議決すべき下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

木津川市長 河井 規子

記

木津川市都市計画税条例の一部改正について

木津川市条例第10号

木津川市都市計画税条例の一部を改正する条例

木津川市都市計画税条例（平成19年木津川市条例第59号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(法<u>附則第15条第15項</u>の条例で定める割合)</p> <p>5 法<u>附則第15条第15項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3 (都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法<u>附則第15条第15項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。</p> <p>(法<u>附則第15条第33項</u>の条例で定める割合)</p> <p>6 法<u>附則第15条第33項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>(法<u>附則第15条第34項</u>の条例で定</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(法<u>附則第15条第16項</u>の条例で定める割合)</p> <p>5 法<u>附則第15条第16項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3 (都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法<u>附則第15条第16項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。</p> <p>(法<u>附則第15条第34項</u>の条例で定める割合)</p> <p>6 法<u>附則第15条第34項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>(法<u>附則第15条第35項</u>の条例で定</p>

<p>準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5（<u>商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5</u>）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p><u>12</u> (略)</p> <p><u>13</u> <u>附則第11項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の</p>	<p>準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p><u>11</u> (略)</p> <p><u>12</u> <u>附則第10項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の</p>
---	---

<p>課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第11項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第10項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>
<p><u>14</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第11項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税</p>	<p><u>13</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第10項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税</p>

<p>標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p> <p><u>15</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第11項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p> <p><u>16～20</u> (略)</p> <p><u>21</u> <u>附則第11項及び第13項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第11項及び第14項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、</p>	<p>標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p> <p><u>14</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第10項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p> <p><u>15～19</u> (略)</p> <p><u>20</u> <u>附則第10項及び第12項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第10項及び第13項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、</p>
--	--

<p>附則第11項、<u>第12項</u>、<u>第14項</u>及び<u>第15項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第14項から第16項までの「負担水準」</u>とは法附則第17条第8号口に、<u>附則第16項の「農地」</u>とは法附則第17条第1号に、<u>同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」</u>とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第17項から第19項までの「市街化区域農地」</u>とは法附則第19条の2第1項に、<u>附則第18項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」</u>とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p>	<p>附則第11項、<u>第13項</u>及び<u>第14項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第13項から第15項までの「負担水準」</u>とは法附則第17条第8号口に、<u>附則第15項の「農地」</u>とは法附則第17条第1号に、<u>附則第15項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」</u>とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第16項から第18項までの「市街化区域農地」</u>とは法附則第19条の2第1項に、<u>附則第17項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」</u>とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p>
<p><u>22 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項</u>若しくは<u>第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p>	<p><u>21 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項</u>若しくは<u>第43項、15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p>

<u>23</u> (略)	とする。
	<u>22</u> (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の木津川市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度までの都市計画税については、なお従前の例による。